

## 平安時代の養子制度について

——十世紀、十二世紀を中心に——

胡 潔

### 1. はじめに

養子とは「本来は親子関係のない者の間に、養子縁組によって人為的に親子関係を擬制（創設）し、この擬制によって子とされた者」<sup>①</sup>という。中川善之助氏は養親と養子のどちら側に利益をもたらすかによって「家のための養子」、「親のための養子」と「子のための養子」に分類しているが、養親子の間には互恵扶助の關係が多く、明確に区分することが難しい。養子慣行は広く見られるが、社会や時代で異なる性格を持っている。上野和夫氏は東アジアの養子の比較研究の観点から日本本島と沖縄、中国、朝鮮の養子制を比較し、これらの地域の養子は家筋の継承と労働力の確保を目的とする「収養側本位の養子」という点で共通性を持ちながらも、日本本島はもともと柔軟で幅広い養子制度をもっている<sup>②</sup>、と指摘している。氏はその「柔軟性」の特徴として、父方母方の区分、男女の区分、世代規制などが極めてあいまいであることを挙げているが、それは日本古代社会にも通底するものであつ

た。ただし、古代日本には継承されるべき「家」が未成立であったため、上野氏がいう「家筋の継承」のための養子ではなかった。もともと、古代日本の養子制の淵源となった唐の聴養条においては出自、世代に関する厳しい制限があった。そこでは「諸無子者、聴養同宗於昭穆相当者」<sup>④</sup>と養子の範囲を同一父系出自集団の成員で、子の世代に限定している。それに対し、日本の養老令聴養条では、「凡無子者、聴養四等以上親於昭穆合者」と規定している。唐令の「同宗」が「四等以上親」に変えられたことにより、父系親以外の親族も含まれるようになったと指摘されている<sup>⑤</sup>。世代規制に関しても後述するように、祖孫間、兄弟間の養子縁組が多く見られる。このような養子縁組は、「於昭穆合者」と規定した聴養条との乖離が明らかであるが、古代日本の婚姻においても世代規制がまったく見られないことから、結婚や養子縁組の世代規制についてはきわめて緩やかなものであったと考えられる。古代前期の奈良時代の養子については、記録が僅少で詳細が分からないが、古代後期の平安時代に入ると各種任官記録、公

卿日記及び歴史物語に養子についての記録が多くみられるようになるため、これまで多くの言及や研究が積み重ねられてきた。<sup>(6)</sup>しかし、その議論の多くは養子を中心とするものではなく、どちらかといえば、家族論、親族論との関連で言及されたものである。そしてまた、「家」が指す意味内容は社会によって異なり、必ずしも同じではない。中田薫氏は、日本語で言う「家」には、「実質の意味における家のほかに、形式的に思惟されたる家の観念」<sup>(7)</sup>が存在していることを指摘しており、滋賀秀三氏は、日本語の「家」は「世代を超えて一定の業を営むところの、ないしは恩給・俸禄とひきかえに奉仕するところの、広い意味で一個の企業体ともいうべきものであった」と指摘している。<sup>(8)</sup>法制史学者の両氏により日本と中国両社会の比較の上でなされたこれらの指摘は、養子と家の継承を考える上で大変重要である。筆者はこれまで父子継承と官人制の関連性に注目してきた。<sup>(9)</sup>このような関心から、本稿では平安時代の養父と養子の縁組を取り上げ、父子擬制と官人制、継承観念との関係性について考えてみたい。

## 2. 平安時代の養子の実態と概況

平安時代の養子の実態を調査することはなかなか難しい。これまで当時の記録や歴史物語の養子例に基づき作成された幾つかの統計はあったが、同じ史料を取り扱う場合でも、養子と認定する

か否かについて差異が見られる。このような認定の差異をもたらした原因の一つは、当時の養子縁組の複雑さにある。男女を問わず養子を取る、世代を問わず養子を取る、また私的養育と公的入籍の養子があるなど、複雑に絡み合っている。当時の史料にみられる記述の曖昧さも認定に困難をもたらしている。漢文記録と歴史物語など和文の記録があるが、それぞれどう正確に把握するかが問題である。特に物語の表現に曖昧な点が多い。倉田実氏は養子関連の表現を考察し、漢文の「養子」「猶子」「為子」、和文の「御子にす」「子にす」「取り放つ」「迎へ取る」を養子縁組を表すものとする一方、漢文の「父子之礼」「猶子礼」と和文の「子のやう」を親子関係の仮託表現としている。<sup>(10)</sup>「取り放つ」「迎へ取る」など空間移動を表す表現を考える場合、当時の居住形態に留意する必要がある。成年の父子兄弟は同居しない、男性は正妻と同居し、他の妻と別居する、複数の妻たちは同居しない、というのが当時の居住上の基本的ルールである。子供は基本的に母及びその親族と一緒に住むので、養父によって「迎へ」られることは母親から離れることを意味し、その性別と年齢にも留意すべきである。『栄花物語』のこの類の表現は、倉田氏も指摘したように大抵幼少時の養子女に用いられている。また後見、養育と養子の関係が複雑に絡んでおり、線引きが難しい。例えば、藤原済時と永平親王の場合である。藤原済時は藤原師尹の次男、村上天皇の女御である藤原芳子の同母キョウダイで、芳子所生の永平親王の

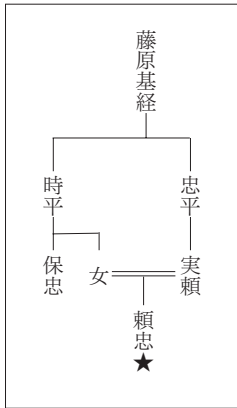


図1(養子★)

母方オジである。『栄花物語』月の宴の巻には外祖父師尹と母芳子が亡くなったあとの永平親王について、「かの八の宮は、母女御もうせたまひにしかば、この小一条の宰相のみぞよろづにあつかひきこえたまふ」と記されているが、養子関係を示唆する記述はない。これは済時のオイ、養子実方に関する記述と比較すれば分かる。「宰相の御甥の実方の侍従も、この宰相を親にしたてまつりたまふ」というふうな「親にす」と明記されている。永平親王はその後昌子内親王の養子となったが、「冷泉院の後宮(昌子内親王・筆者注、以下同)、御子もおはしませず、つれづれなるを、『この八の宮子にしたてまつりて、通はしたてまつらん』となんのたまはする」とある。これも「子にす」と明示しているのである。従って、永平親王の場合はやはり母方オジ済時の後見と見たほうが妥当であろう。さらに養子縁組する前の親族関係を見ると父方親族、母方親族、妻方親族などに分けられるが、平安時代の貴族は藤原氏・源氏が大半を占めており、また当時の貴族では近親間の結婚が多かったため、父方と母方の双方が繋がっているケースも少なくない。例えば、藤原頼忠が藤原保忠の養子に

なったことが『公卿補任』で確認できる<sup>12)</sup>。保忠には子がいなかったため姉妹の子を養子にしたと思われるが、母方を辿れば保忠は頼忠の母方オジで、父方を辿れば父のイトコである(図1)。従って、本稿では関係の近さから一応「母方叔父」とするが、両方を辿れる場合も少なくない。高橋秀樹氏は、平安時代の養子縁組は父方親族が多いと指摘している<sup>13)</sup>。これは本稿で主に取り上げる養父と養子の縁組に言えば正しい。養母と養子、養父と養女、養母と養女など女性に関わる養子縁組の場合は、もっと緩やかな取り方であったと思われる。文末の表「平安時代の養子例」は、先学の研究を参照しながら、筆者なりに認定したものである<sup>14)</sup>。父方親族の養子縁組が多いが、世代を基準に分けると、(ア)父方祖父―孫、(イ)伯叔父―兄弟子、(ウ)兄―弟、父方イトコの三つに分けられる。父方親族の養子のほか、(エ)妻方・母方親族の養子も一定数見られた。十世紀中頃の養子例は(イ)(ウ)が多く、十一世紀初頭からは(ア)(イ)が主流となり、十一世紀中ごろからは(エ)が増えてくる傾向が認められる。特に道長とその息子、孫の養子縁組に妻方親族が顕著に増えることが指摘できる。十一世紀後半から、(オ)異姓養子・他人養子が増えていった、という流れが見られる。また、養子の実父の状況は、(A)退位・出家・死去など政治的地位を喪失または離脱した場合、(B)官人として在任中の場合に分けられるが、十一世紀から(B)のほうが主流になったことが注目される。

### 3. 実父の退位、出家、死去の場合

九世紀の王室では、実父が退位、出家また死去の場合、その子を在位の天皇や院の養子にするという方策が取られていた。文末に挙げた養子例に示されたように、嵯峨の皇子源定が淳和天皇の養子、源融が仁明天皇の養子になったのは、讓位した嵯峨院の命によるものである。また淳和天皇の孫の正道王が仁明天皇の養子になったのも淳和院の命によるものである。<sup>15</sup> 正道王は五歳で父恒世親王を亡くし、その後祖父淳和天皇の庇護下にあったが、恐らく淳和天皇が讓位の際に仁明天皇の養子にしたと思われる。十世紀前半の王室の養子例には、宇多天皇が讓位後に生まれた雅明と行明がある。これも宇多院の命により二人の皇子が異母兄の醍醐天皇の養子になったのである。この養子縁組によって雅明は、延喜二十一年(921)、行明は延長五年(927)にそれぞれ親王宣下を受けた。<sup>16</sup> そして十一世紀には、昭登と清仁が祖父冷泉院の養子になった例や小一条院(敦明)の子供たちが祖父三条院の養子になった例がある。花山天皇は、冷泉の第一皇子で、叔父円融天皇の即位とともに皇太子になり、永観二年(984)円融天皇の讓位を受けて即位したが、外祖父伊尹がすでに死去し、有力な外戚がなかったため、在位二年足らずの寛和二年(986)に十九歳で突然出家し退位した。出家の直接の原因は寵愛した女御藤原氏子の死去であったが、『大鏡』では藤原兼家・道兼親子の陰謀によるも

のだと伝えている。つまり王権の争いに敗北したのである。出家した花山は清仁、昭登の行く末を案じ、冷泉院の皇子の中に入れることを上奏するよう何度も道長に懇願したことが『栄花物語』に記されている。<sup>17</sup> 一方、敦明親王の子供らが祖父三条院の養子になったのは、実父敦明の皇太子辞退によるものである。敦明は長和五年(1016)一月十九日に父三条天皇の退位とともに皇太子になったが、藤原道長の政治的圧力を受け翌長和六年(1017)八月九日に皇太子を辞退した。その時点で三条院はすでに死去しており、道長と敦明の間でどのような取引があったのかは不明だが、敦明の子供たちは故三条院の養子として親王宣下を受けている。

王室の養子例は一般貴族社会のそれと同じ目で見るとはできないが、実父が出家、死去などの理由で子供に不利になった場合、養子縁組が救済策として用いられた点では共通している。『栄花物語』には、藤原実頼が息子敦敏の死去後、孫たちを「よろづにはぐくませたまひける」<sup>18</sup>とある。「御子にす」と明示してはいないが、敦敏の子藤原佐理が天徳五年(961)に十八歳で従五下に叙されたのは養父実頼の蔭位によるものであろう。実父が出家したことで祖父の養子となった例に源雅通が挙げられる。源雅通の実父源時通は永延元年(987)頃に出家したが、恐らくその後雅通は祖父源雅信の養子になったと思われる。<sup>19</sup> しかし、養子になることは必ずしも生活を共にすることを意味しない。『公卿補任』によれば、藤原行成は祖父伊尹の養子として永観二年(984)一月七日

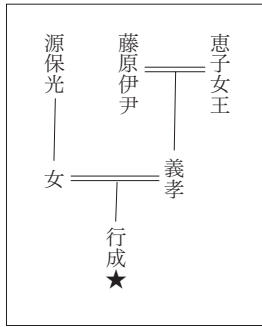


図2 (養子★)

平安時代の養子制度について (胡)

に従五位下に叙された。<sup>(20)</sup> 行成がいつ祖父の養子になったのかは不詳だが、誕生は天禄三年(972)で、祖父伊尹はその年十一月一日に死去しているので、恐らく生まれて間もなく養子となったと思われる。しかし、実際には行成は外祖父源保光のもとで育っていた。『栄花物語』では、父藤原伊尹が死去した後の義孝の心境について次のように記している。

後少将(義孝)は、……法師にやなりなましとのみ思さるるに、桃園の中納言保光と聞ゆるは、故中務卿宮代明親王の御子におはす、その御女君に年ごろ通ひきこえたまふに、うつくしき男子をぞ生ませたまへりける、それが見捨てがたきに、よろづを思し忍ぶるなりけり。(花山たづぬる中納言の巻)

義孝が年ごろ保光女に通ううちに、かわいい男子(行成)が生まれていた(図2)。当時の居住慣行から考えれば、行成は母のいる源保光邸で生まれ、そこで育つたものと思われる。以上二例は祖父が養父となる例であるが、父方オジが養父となる

例も少なくない。文末の表にあげた藤原有頼と藤原在衡の養子縁組は実父出家によるものであり、藤原済時と藤原実方、藤原道綱と藤原兼綱、藤原斉信と藤原公信男の養子縁組は実父の早世によるものである。また兄の養子になった例に藤原斉信と藤原公信の養子縁組が挙げられる。これらの例は、実父の蔭位を正常に受けられない場合の救済措置として設けられたものと理解されるが、必ずしも高位を狙うものではない。

#### 4. ほか腹と祖父の庇護

祖孫間の養子縁組は最も多く行われた。その理由はいろいろ考えられるが、その一つは当時の多妻婚と居住形態によるものである。当時の貴族男性は一人の妻と同居し、他の妻とは別居する、という居住形態が一般的だった。同居の妻の子は「むかひ腹」といい、別居の妻の子は「ほか腹」と称される。別居の妻の所生の男子は父と一緒に生活していないため、父からの庇護が不足する恐れがある。このような不利を払拭するために、祖父が養父になってその立場を補強するための養子が見られた。『栄花物語』には藤原道隆の二人の息子について、

この中納言(道隆)の御外腹ほかばらの太郎君、大千代君と聞ゆるを、摂政殿とりはなち、わが御子にせさせたまひて、このご



ろ中将など聞ゆるに、嫡妻腹の兄君を小千代君とつけたてまつりたまへり。(ちまごさまのよろこびの巻)

と記されている。藤原道隆の長男道頼(大千代君)は別居の妻藤原守仁女が生んだ子で、同居の妻高階貴子腹の伊周(小千代君)とは異母兄弟である。祖父の藤原兼家が道頼を養子としたのは、初孫で可愛いという感情的要素もあるが、道頼の叙位上の不利を回避する思惑があったと考えられる<sup>2)</sup>。道頼は異母弟の伊周と寛和元年(985)にともに従五位下に叙された。兼家は正二位右大臣、実父の道隆は従三位右中将春宮権大夫の時であった。道頼は十五歳、伊周は十二歳であった。年齢から見れば伊周が優位にあるが、二人の後の昇進を見ると、道頼は養父兼家の在世中には伊周より一步リードしており、永延二年(988)三月廿五日の摂政兼家の六十賀で二階も昇進し、正四位下に昇った。ところが養父兼家が死去した正暦元年(990)の翌二年には道頼と伊周は同じ従三位になり、正暦四年(993)以降は伊周が道頼を追い越して、正三位権大納言、内大臣に進み、道頼は正三位権大納言に止まった。二人の叙位・昇進から見ても、道頼にとって養父兼家の庇護は大変重要であった。兼家が道頼を「とりはなち、わが御子に」したという物語の記述からは、兼家が道頼を自邸に迎えたことが分かる。祖父兼家のこのような「迎へ」は、一つの先例になったようで、藤原道長も父兼家と同様に、孫(頼通子)通房を自邸に

「迎へ」ている。

(対の君、男子を出産) かかるほどに、いと平らかに大男君ぞ生れたまへりける。……大殿(道長)もうれしきことに思しめして、七日だに過ぎなば、殿のうちに迎へさせたまひて、そこにて養ひたてまつらせたまふべく思しめしける。

(栄花物語・わかばえの巻)

「対の君」は頼通の召人で源憲定女である。正妻腹ではない点で道頼と同じであるが、その時点で父頼通の唯一の男子であった点では道頼の立場と異なっている。この待望の孫を道長夫妻が大喜びで土御門第に迎えたのは、頼通正妻隆姫への配慮もなくはないが、実父頼通の代わりに通房の立場を正統化しようとする思惑のほうが強いか。しかし、『公卿補任』長暦三年(1039)条の通房の尻付には「左大臣一男」とあり、道長の養子になった記述はない。通房が生まれた万寿二年(1025)に父頼通はすでに関白左大臣になっており、通房が長元八年(1035)七月十三日元服日に正五位下に叙されたのは父頼通の蔭位であろう。従って、通房が祖父の邸で育てられていたことは、貴族社会では祖父の養子と認識される必要はなかったのである。通房が早世したため、異母弟藤原師実が父頼通の地位を後継することになったが、師実も同じく孫忠

実を「迎へ」ている。

大將殿（師通）は、御かたち、有様、匂ひやかに愛敬づき、めでたき御有様なり。若君のいとうつくしき出でおはしましたれば、殿に迎へたてまつらせたまひて、殿世になくかぎりなきものにかしづき思ひまうさせたまへるさま、ことわりなり。……大將殿の若君も、まづよりおはしまし通はせてまつらせたまひつつ、いづこにも飽かず思しめしたり。上の御仲らひ、あやしくかれがれにのみなりまさらせたまふ。民部卿そのこととなく悩ましくしたまふにも、「なからん後、誰もいかにしたまはんずらん」と、嘆かせたまふ。されど、この上は、「若君を殿のいとかなくしたまへば、頼もし。……」とぞのたまひける。（栄花物語・布引の滝の巻）

忠実の場合は、父師通と母全子が離別したことが原因で、祖父に「迎へ」られたと考えられる。ただ、この「迎へ」は、祖父との同居を意味しないことが、後文の「まづよりおはしまし通はせ」たという言葉で了解される。恐らく忠実は母全子、外祖父藤原俊家と外祖母のいる邸宅と祖父師実の邸宅を行き来していたと思われる。藤原俊家は娘全子と師通の離別を嘆いていたが、当事者の全子は「若君を祖父様が大変可愛がつてくださるので頼もしい」と言っている。『公卿補任』寛治五年（1091）の忠実の尻付に

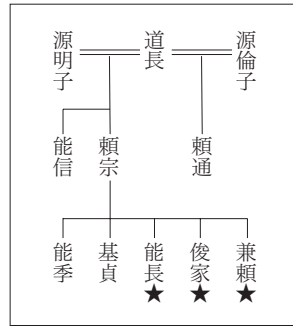
平安時代の養子制度について（胡）

「内大臣一男、母故右大臣俊家公女」とあり、通房と同様に祖父との養子関係には触られていないが、『尊卑分脈』には「為祖父師実公子、依父公早世也」とある。『尊卑分脈』は室町前期の史料なので、後世の解釈が入る可能性も否めないが、『中右記』長治二年十一月八日条においても、忠実自身が「我又為故大殿（藤原師実）之養子」と語ったと記されており、忠実が祖父の養子であったことは確実である。忠実の両親が早くから離別状態になったことを考えあわせると、道頼、通房の場合と同様の理由で祖父の養育を受け、養子になったのではないかと考えられる。『公卿補任』で師実の養子と明示しなかったのは、恐らく通房と同様にその必要性がなく、同時にまた、彼は師通の後継者と明示する必要があつたからではないか。摂関家という特殊な立場にあつて、政治的に考慮されるべき側面が多かつたと思われるが、忠実の例からは、当時の養子縁組の持つ一種の柔軟性——私的にも公的にも臨機応変に活用しうる柔軟性が窺える。

##### 5. 複数の息子を養子に出す場合

先述したように、十一世紀以降は実父の出家や死去による養子例より、実父が官人としてその任にありながら親族の養子になつた例のほうが多い。平安貴族の男子は、官人として栄達を目指すには父祖の引き立てが必要であり、生活面では母方、結婚してか

図3 (養子★)



らは妻方の親族の後見が必要である。父の引き立てとしては、蔭位のみならず、その後の官位昇進においても支援が必要である。具体的には、讓(自分の昇進機会を子に譲ること)、申任(自分の所帯の官職を辞すること)で子弟の任官を申請し実現させること)などの方法がある

が、子を自分より高位の親族の養子にすることも子の昇進を早める手段の一つである。平安時代の養子縁組の特徴の一つとして、その複数性が挙げられる。つまり、何人もの息子を高位の親族の養子にしたり、一人の高官が何人もの養子を取ったりするのである。例えば、藤原頼宗は藤原道長の妻の一人、源明子所生の男子である。『尊卑分脈』によれば、頼宗には、兼頼、俊家、能長、基貞、能季の五人の男子がいる(図3)。長男藤原兼頼は祖父藤原道長の養子、次男俊家は父方オジ頼通の養子、三男能長も父方オジ能信の養子になった。兼頼は万寿三年(1026)十月十九日、十三歳の元服の日に祖父の養子として正五位下の高位に叙された<sup>23)</sup>。恐らく実父頼宗が、兼頼の初叙が有利になるように道長に養子縁組を依頼したと思われる。しかし、藤原兼頼のその後の昇進を見ると、頼宗の支援が主であった。兼頼が長元三年(1030)三月八日

に十八歳で従三位、長元七年(1034)正月七日二十二歳で正三位に昇ったのは頼宗の讓、長元九年(1036)従二位に昇ったのは舅の実資の讓、その後長久三年(1042)に正二位に昇ったのも実父頼宗の讓である<sup>24)</sup>。兼頼は長元二年(1029)頃に右大臣藤原実資の娘千古と結婚したため、この舅の日記である『小右記』は婿兼頼に対する生活上の援助についてもみならず、兼頼と「嚴父」頼宗父子間の密接な連携についても詳細に記している<sup>25)</sup>。藤原兼頼は祖父の蔭位によって高位からスタートを切り、その後、実父や舅の助力で順調に昇進していく。藤原頼宗の次男俊家は父の異母兄藤原頼通の養子になった。『左経記』長元四年(1031)十月十七日条に「参関白殿。(中略)被仰云、東宮大夫二郎今夜加元服、我子可叙従五位上之由、令奏了」とあり、頼通が養子俊家の叙位を従五位上と決めて奏上させたことが分かる。俊家が十三歳の時である。彼は従五位上からスタートし、二十歳で従三位に達して、晩年には右大臣に昇った。俊家も父の讓を二回受けている。頼宗の四男の能長は父の同母弟藤原能信の養子になった<sup>26)</sup>。能信は道長の「むかひ腹」の頼通に対する対抗心が強く、後朱雀天皇の中宮禎子内親王の中宮大夫を務め、また禎子内親王所生の尊仁親王を親仁親王の皇太弟にすることに尽力した人物である。能信の場合は、男子がなかった。能長が元服し、従五位下に叙された長元八年(1035)の時点で、実父藤原頼宗は正二位権大納言、春宮大夫で、養父藤原能信は同じ正二位権大納言、中宮大夫だから、官位的には同格で



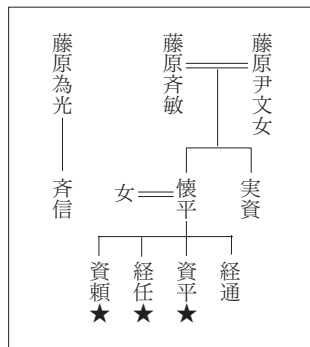
ある。養子縁組にはさまざまなレベルがあり、一回限りの蔭位のためのものもあれば、その後の昇進の面倒を見るためのものもある。特に道長や頼通のような摂関の地位にある人物は、周囲の間関係の連携や協調のため、多くの養子縁組を結んだが、官位上の引き立ての程度はさまざまであった。しかし、実子のない能信と養子能長の関係はより緊密なものである。能長が従三位に上ったのは、養父能信の譲であつた<sup>(28)</sup>。注目に値するのは、康平八年(1065)以降の能信と能長の動向である。『公卿補任』によれば、同年二月九日に権大納言春宮大夫能信が死去した。その六日前に兄頼宗が右大臣で死去しているので、能長は一度に実父と養父を失つたわけである。同年の能長の項を見ると、「右衛門督、二月九日服解。三月廿九日復任。四月廿九日兼春宮権大夫、七月七日為使別当、十月十一日転左衛門督、十二月八日転春宮大夫」となっており、同年中に養父能信の官職を継承したことが分かる。能信は能長を養子にしたほか、妻藤原祉子のメイ茂子を養女としていた。その茂子を春宮尊仁親王の後宮に入れて、長く春宮大夫として仕えていたのだが、尊仁の即位を見ないまま死去したのである。そこで養子能長が養父の春宮大夫の職を継承し、その意志も継承することになった。治暦四年(1068)尊仁親王(後三条天皇)が即位すると、能長は権大納言に昇進し、承暦四年(1080)には内大臣に上る。養父能信の官職を継承したのみならず、養父が擁護した尊仁親王を東宮時代からささえ、即位後も天皇の側近と

平安時代の養子制度について(胡)

して活躍したのである。この能信、能長の養子縁組には時代的な変化が如実に現れている。藤原頼宗の息子は五人のうち三人が養子になっており、生父、養父の助力を得ながら、さらにそれぞれの姻戚や縁故の力を借りて昇進を遂げ、兼頼は正二位権中納言、俊家は正二位右大臣、能長は正二位、内大臣に至った。息子を高位の近親の養子とした例として、もう一人藤原懐平の場合を見てみたい。

藤原懐平は摂政太政大臣藤原実頼の孫で、参議斉敏子、実頼の養子となつた実資の同母兄である。藤原懐平には経通、資平、資頼、資頼などの息子がいるが、長男の経通を除いて、資平、資頼は実資の養子、経任は斉信の養子になつた(図4)。資頼に関しては阿波権守、弾正少弼、伯耆守、美作守を歴任したこと以外不明なので、経通、資平、経任の三人を中心に見てみよう。長男の藤原経通が永祚二年(990)一月七日に従五位下に叙位されたのは、従三位非参議の父懐平の蔭によるものである。その後右近少将、五位藏人、右中弁、左中弁を歴任し、寛仁三年(1019)参議に達した時、父懐平はすでに他界していた。長元二年(1029)には権中

図4(養子★)



納言正三位、同七年(1034)に従二位、同十年(1037)には極官の正二位権中納言に達している。一方、次男資平がいつ実資の養子になったのかは不明だが、養子関係を明示したのが『小右記』長和元年(1012)七月二十一日条の「資平為下官子」である。<sup>29)</sup>この年実資は大納言正二位で、実父懐平は参議従二位であった。資平は初叙から少納言等を経て、長和二年(1013)左中将、同四年(1015)蔵人頭、寛仁元年(1017)に参議となった。公卿になったのが兄経通より二年早い。長元二年(1029)権中納言、康平四年(1061)権大納言、治暦元年(1065)八十歳で大納言皇太后宮大夫を兼任する。同三年(1067)十二月五日死去した時は八十二歳。養父と同じく長寿であったが、養父の官職の右大臣には達しなかった。懐平の三男経任は斉信の養子になった。斉信は経任の母方オジであった。『御堂閔白記』長和元年(1012)十二月二十五日条に「春宮大夫養子加元服、彼家云々」と記されていることから、この頃経任がすでに斉信の養子になっていたことが分かる。彼は寛弘九年(1012)十二歳で従五位下に叙されて侍従、右衛門佐、左近衛権少将、備後介、左中弁などを歴任し、長元三年(1030)蔵人頭になった時は三十歳、長元九年(1036)従三位、永承二年(1047)正三位、永承六年(1051)従二位、天喜四年(1056)正二位治部卿皇后宮権大夫左兵衛督になり、兄資平と権中納言で並んだ。懐平の三人の息子の極官を見ると、長男経通は父と同様に正二位権中納言、養子に出した資平は正二位大納言、経任は正二位権大納言に至っている。懐

平は息子たちに少しでも昇進の機会が与えられるように凶り、自分より高位の近親の養子にしたのであろう。息子たちを思つての親の戦略である。実際このように兄弟間で息子を養子に出す例はほかにもみられる。藤原道綱は二人の息子を異母弟道長に、また藤原教通も一人の息子を兄頼通の養子にし、もう一人の息子信基(通基)を父道長の養子にした。息子たちを一人でも多く高位に昇らせようと願うのが親心であるが、養子縁組は、父系近親間の連携、協調にも大いに役立つと思われる。

## 6. 複数の養子を取る場合

複数の息子を養子に出す者がいる一方、複数の養子を取る者もいた。複数の養子を取った人物としてまず挙げられるのは、藤原実資、藤原道長、藤原頼通である。藤原実資は五人、道長は六人、頼通は六人をそれぞれ養子にした。藤原実資の養子については前節にも一部触れたが、実資の立場に即して見ると、彼は同母兄弟藤原懐平の子藤原資平、資頼、もう一人の同母兄弟藤原高遠の子資高、懐平孫経通の子経季、養子資平の子資房の五人を養子にしている。同母兄弟の子孫から養子を取るのが実資の養子縁組の特徴である。実資自身には良円という男子がいたが、早く出家した。良円は永観元年(983)の誕生で、<sup>31)</sup>実資が三十歳で従四位上、蔵人頭左近中将に任じた時期である。吉田早苗氏によれば、



異母兄藤原道綱の子兼経、道命、明子腹の頼宗の長男兼頼、倫子腹の教通の次男通基を養子にした(図5)。一方、藤原頼通は、妻の弟源師房、継母明子のオイ源顕基、養子源師房の子源俊房、仁覚のほか、同母弟教通の子信家、異母弟頼宗の子俊家を養子とした。道長が結んだ養子縁組は、兄弟子、孫、妻方親族に及んでおり、世代的には同世代、子の世代、孫の世代に亘って、道長個人からみた妻方親族と、兄弟子、孫をバランスよく庇護する形になっている。ただし、道長の養子達の極官を見ると、出家した道命を除いて、源成信は従四位上右近衛権中将、源経房は正二位権中納言、藤原兼経正三位参議、藤原兼頼は正二位権中納言、通基は正三位侍従に止まっている。<sup>36)</sup> 道長は実子と養子をはっきり区別していたことが分かる。頼通の場合も、妻方、継母の親族、兄弟子のそれぞれを養子にした点では父道長と同じであるが、源顕基、藤原信家、藤原俊家は恐らく父道長の命で養子にしたものと思われる。木本久子氏は源顕基の生父源俊賢は道長の側近で、顕基も摂関家頼通と密接なつながりがあり、こうした両者の関係から頼通の養子になったのではないかと推測している。<sup>37)</sup> 政治的力関係を考慮した養子縁組である。その一方、教通の長男信家の誕生は寛仁二年(1018)、頼宗次男俊家の誕生は寛仁三年(1019)であるから、道長が頼通に摂政を譲った頃である。この二人の養子に關しては、祖父道長が孫たちのことを配慮して頼通に依頼した可能性が高い。『左経記』治安二年(1022)十二月廿一日条に、「今日申

剋若君着袴(中略)若君実内大殿御子也、而関白殿為養子。於高陽院殿令着袴給」とあり、この時信家はすでに頼通の養子になっていた。頼通の実子通房は万寿二年(1025)一月十日の生まれなので、その前のことである。信家は長元三年(1030)二月十一日に元服し、正五位下の高位に叙された。高橋秀樹氏は、信家が養子になった目的の一つは頼通と教通の間により太い絆を結ぶためだったとしている。<sup>38)</sup> ただ、道長の目的と頼通の目的は必ずしも同じではないことに留意すべきである。道長としては、摂関職を自分の子孫の間で維持していくことを願っていたはずであり、信家を頼通の養子にしたのは摂関職の後継の布石とした可能性が高い。一方、頼通には信家を収養した後に実子通房が生まれたので、わが子通房を継承者として引き立てるために、兄弟間乃至その子供たちとの関係を協調的に維持しなければならない。特に同母弟教通、養子信家との融和関係が重要であつただろう。一方妻の弟師房、さらに師房の子を養子にしたのは、頼通本人の意思によるものである。『公卿補任』によれば、師房が寛仁四年(1020)正月五日に二世源氏として従四下に叙され、同年十二月廿六日に元服の儀が挙げられた時には既に頼通の養子と認識されていた。<sup>39)</sup> 師房と頼通の関係については、頼通の後継者とみなす説<sup>40)</sup>、庇護されるべき妻の親族とみなす説<sup>41)</sup>があるが、師房は幼少時から姉とともに頼通と一緒に生活しており、<sup>42)</sup> 家族同様の感情を持っていたのである。わが子として後継者にする気持があつても不思議ではない。

同じく異姓養子を取ったとしても、道長の場合と頼通の場合には相違が見られる。源師房の元服以降の昇進を見ても、万寿元年(1024)九月廿一日に十七歳で従三位、長元二年(1029)正月廿四日に頼通の譲で正三位、十二月二十日に従二位、長元五年(1032)正二位、長元八年(1035)権大納言、康平八年(1065)内大臣に任じられた時は五十六歳であった。倉本一宏氏は師房のこの任内大臣について、藤原氏以外からこの官に任じられた初めての例である点でその意義は大きいと指摘している。<sup>43)</sup>平安時代の養子史において、藤原頼通の養子の取り方は一つの転換点を示している。また、養子のみならず、養女を取る点においても画期的である。父道長が出家したため、頼通は同母妹嬉子を養女として後朱雀天皇に入内させ、また妻のメイ姫子を養女として入内させることで、養女入内の先例を作った。養女入内は、摂関政治の原理がまだ生きていながら、すでに形骸化したことを象徴的に示している。藤原頼通について、もう一つ注目すべきことは、養子を取りながら実子を他人の養子にしている点である。実子を出家させて養子を取る例は前述した藤原実資にもみられるが、摂関家で複数の実子を他人の養子にしたのは頼通が最初だった。しかも木本久子氏によれば、頼通の実子は養子より官位の昇進が遅くて低く、公卿まで上がった人はいない。<sup>44)</sup>頼通の正妻隆姫には子がいないが、隆姫のほかに、頼通は何人かの女性と関係を持っていた。懐妊、出産の記録が史料に見えるのは、藤原永頼女、源憲定女、藤原祇子

の三人である。<sup>45)</sup>永頼女所生子が夭折し、源憲定女所生の通房も二十歳という若さで早世した。頼通は二十四歳と五十三歳で二度男子を失ったわけであるが、藤原祇子との間には多くの子供が生まれている。俊綱は長元元年(1028)に、覚円は長元四年(1031)に、定綱は長元五年(1032)に生まれた。忠綱の誕生は不詳であるが、長元九年(1036)に生まれた寛子の前の長元六年と長元八年の間に誕生したと推定される。<sup>46)</sup>末子師実は長久三年(1042)に誕生してまもなく、長久五年(1044)、頼通の後継者と目された通房の死去を受けて急遽後継者とされたが、彼の兄たちは出家した覚円以外全員養子に出されていた。俊綱は橘俊遠、定綱は藤原経家、忠綱は藤原信家の養子になった。その命名からみれば、この三人は一つのみと見なされていることが分かる。三人の養父の選定や養子になった理由についてはこれまで諸説紛々で、納得のいく見解はいまだ見ない。服藤早苗氏はかつて藤原実資が実子を僧侶に出し、養子を取り政治地位を継承させた理由として、実子の母親の血筋の問題を挙げている。<sup>47)</sup>確かに当時の「公卿補任」の官人の尻付を見ても、父のみならず、母も「く女」と公示されるので、母の出自もまた重要である。具平親王女や、従三位藤原永頼女、従三位源憲定女より、受領層で具平親王の落胤の藤原頼成の子である藤原祇子が一段と低く見られたのも分かる。あるいは、長男で、父親から摂関職を受け継いだあとも、常に父や兄弟からのプレッシャーを感じ続けていた頼通は、後継者を一人に限るべきだ



と考えていたのかもしれない。特に俊綱、定綱の誕生は通房と近く、通房の立場を守るための措置として俊綱らを養子に出したのではないかと思われる。しかし、「后がね」の寛子の誕生で、頼通の考えに変化が生じたのかもしれない。通房の死去も一つの契機になるが、寛子の同母弟でまだ養子に出していなかったことも師実が後継者になった要因であろう。摂政としての道長・頼通の養子縁組の目的は、兄弟子孫、妻方親族などの親族を庇護し、親族間の関係の連携、結束、協調を図ることにあったことが分かる。また頼通の実子、養子の処遇の仕方から、擬制父子関係が時に実父子関係より優先されたことは、当時の養子の実態の一面をよく示したものと見られる。

## 7. 養子と後継、家業

平安時代の養子縁組について、十世紀から十一世紀後半までを中心に見てきた。以下に、院政期、鎌倉初期の養子縁組について、紙幅の許す範囲で簡単に見通しておきたい。寛仁元年(1017)藤原道長が長男頼通に摂政を譲ることで、摂関職の直接継承を実現した。頼通の養子縁組には父道長の意思によるものがあると前述したが、それはあくまでも将来の布石で、『古事談』よれば、道長はあらかじめ摂関職を頼通から教通に譲ることを決めていた<sup>(49)</sup>。父権を発動し、摂政の兄の後継者を弟にしようとした例

に藤原忠実が挙げられよう。忠実と息子忠通の関白職の交代は忠実自ら譲ったものではなかった。白河法皇の養女藤原璋子と忠通の縁談や忠実の娘泰子の入内などの問題をめぐって、白河法皇と摂政忠実の関係が悪化したため、保安元年(1120)十一月十二日に忠実の関白の内覧が法皇によって停止されたのである<sup>(50)</sup>。翌保安二年(1121)正月廿二日忠通が内覧の宣旨を受け、三月五日に関白となり、氏長者となった。即ち、忠実・忠通父子継承は白河法皇の干渉によって変則的に遂げられたのである。しかし、大治四年(1129)白河法皇が死去し、天承二年(1132)年に忠実が再び内覧の職に復任する。父忠実が内覧、子忠通が関白という変則的な状況はこの親子の関係を悪化させる要因の一つになったと思われる。忠通も藤原頼通と同様に子には恵まれなかった。忠実は忠通に後継者がいないことを危惧し、天治二年(1125)に次男頼長を忠通の養子にした<sup>(51)</sup>。『公卿補任』大治六年(1131)の頼長の尻付には「関白一男実前太政大臣<sup>忠実公</sup>二男、母故土佐守盛実朝臣女<sup>前太政大臣家女房</sup>」とあり、頼長が忠通の養子になったことが分かる。弟を養子にした例は、文末の表「平安時代の養子例」に示したように、仁明天皇―源融、醍醐天皇―雅明親王、醍醐天皇―行明親王、小一条院―師明親王、藤原齐信―藤原公信の養子縁組があるが、これらの例は実父の退位、出家、死去によるものである。しかし、後に忠実が父権を発動し、忠通の藤氏長者の地位を剥奪して頼長に与え、忠通を養絶したことから考えれば、頼長を忠通の養子に

したのは、明らかに摂関職の後継を目的としたものである。しかし、康治二年(1143)に忠通の実子基実が誕生すると、忠通と頼長の関係に変化が生じた。実子基実が誕生したにもかかわらず、忠通は頼長の子兼長を養子に迎えざるをえなかった。樋口健太郎氏の研究によれば、後に基実が忠通の姉藤原泰子の養子となったのは兼長が摂関家の後継者とされたからである。<sup>(22)</sup> 摂関職が父子間で直接継承されるようになると、父子の擬制、つまり養子縁組は後継者の正統性を示すのに不可欠の手段ともなったのである。

摂関家のみならず、平安中期から十二世紀にかけて、ある特定の官司の職務において家業化が進行し、次第に世襲されるようになってきたことはすでに佐藤進一氏の研究により明らかになっている。<sup>(23)</sup> このような変化を背景に、平安末期から鎌倉初期にかけて編纂された『法曹至要抄』には、「養子之法、無子之人、為継家業、所収養也」とあり、養子と家業の継承が初めて明確に関連づけられている。「家業」という語は漢語から由来したものであるが、中国語では主に「家」の財産」を指すのに対し、日本語では「家」の「わざ」を指していた。<sup>(24)</sup> 「家業」を継承するとは即ち父の所職を継承することである。このような職の世襲化と養子の関係の一例として、ここでは清仁親王の子孫の養子縁組について触れておきたい。

花山天皇の皇子清仁親王が祖父の養子になって親王となったことを前述したが、その子孫は神祇伯を歴任していた。清仁親王の

子延信王は父清仁親王の奏請により臣籍降下し、寛徳三年(1046)二月に神祇伯に補任された。<sup>(25)</sup> その子康資王は祖父清仁親王の養子になり、二世王として従四位下に叙され、康平二年(1059)に神祇伯に補任された。康資王の子顕康王は右大臣源顕房の養子になり、賜姓源氏になったことが、『尊卑分脈』の「右大臣顕房公為子賜源姓」という記述から分かる。この養子縁組の理由は不明であるが、赤阪恒明氏は、三世王のままで官職に恵まれないため、源氏として官途につくこととなったのであろうと推測している。<sup>(26)</sup> 源顕康は安芸権守、正親正を歴任したことが『尊卑分脈』で分かるが、神祇伯になった記録は見当たらない。源顕康の子である顕広王も当初は源氏を称したが、後に祖父康資王の養子になり、三世王として神祇伯を継承した。<sup>(27)</sup> この顕広王こそ神祇伯を世襲する伯家を築いた人物である。赤坂氏は、顕広王は実系では花山天皇の五世孫であったが、擬制的には三世王であり、世数上で他の諸王に優っていたのみならず、しかも長寿であったため、事實上の王氏長者の地位を確立したと指摘している。<sup>(28)</sup> 祖父の養子として三世王になったことは、顕広王の政治的地位の確立に大きく寄与したことは明らかである。顕広王は安元二年(1176)に神祇伯を子仲資王に譲つた<sup>(29)</sup>以降は、神祇伯は顕広王の子孫の中で世襲されていく。この例から、養子縁組の機能の変化が窺える。つまり、養子縁組は、身分、官位の向上を図ることから徐々にある特定の職の世襲化を実現するための手段となったのである。

## 8. おわりに

十世紀から十一世紀後半の時期を中心に平安時代の養子について考察してきた。平安時代の養子は、官人制と密接に関わりながら発達した制度である。父祖の「蔭」による叙位特典の利用、またその後の官位の昇進を早めることを目的とした点では、後代の日本に見られる「家筋の継承」の養子と歴史的に繋がりを持ちながら、やはりこの時代ならではの特徵として指摘できる。律令規定としての聴養条は唐制を範に作成され、父系継承を目的としている。しかし、家族形態、親族組織が大きく異なるため、聴養条の及ぶ範囲は作成当初から中国の父系の「同宗」から「四等親以上」に改変され、祖先祭祀の継承は「父祖の蔭」の継承に変えられた。官位官職を軸とした父系継承の観念がこうして形作られたのである。父系継承の政治的仕組を理解すれば、なぜ平安時代に蔭位・昇進を目的とした父系親間の養子縁組が多かったのかが容易に理解できる。父子に擬制すれば官途に有利だからである。このような政治的利点の追求は養子縁組の複数化をもたらした。複数の子供を高官の親族の養子にし、また高官が親族から複数の養子をとる例が多く見られた。しかし、養子縁組は一方的な恩恵ではない。平安貴族の官人にとって、父子兄弟による「一家」の連携と協調は重要で、父子擬制の養子縁組はこのような父系親の連携と協調にも大きく寄与したものと思われる。

当時の養子縁組に見られる世代規制の不在や出自規制の不在は双系社会の性格に起因するものと考えられるが、そもそも政治目的の養子は、実生活に変化をもたらすことが少なく、従ってこのような規制を守る理由はさほど存在しなかった。実際当時は、後見を失った幼少者で養育が必要な場合を除いて、養子となつたからといって、生活を共にするようなことにはならなかった。成年の父子兄弟が同居しないというのが平安時代の居住上の特徴であり、養父子も同様だったからである。しかし、平安後期から生じた職の直接継承、家業化の進行につれて、父子擬制の養子の機能にも変化が見られるようになる。院政期から鎌倉初期の家の継承、家の分流において、養子縁組はどのような機能を持つことになったのか、この問題については今後稿を改めて考えたい。

## 注

- (1) 比較家族史学会『事典家族』「養子の項」弘文堂、一九九六年
- (2) 中川善之助「フランスにおける養子法の変遷」『法学新報』四十巻一  
号、一九三〇年
- (3) 上野和夫「東アジアにおける養子の比較研究」大竹秀男・竹田旦・長谷川善計編『擬制された親子―養子―』三省堂、一九八八年
- (4) 唐令の本文は仁井田陞の『唐令拾遺』に拠る。
- (5) 林紀昭「日本古代社会の養子」『擬制された親子―養子―』（前掲）
- (6) これまで平安時代の養子について比較的にとまっていた記述が見られたのは、高群逸枝『招婚姻の研究』第七章第九節「養子のこと」、講談社、

- 一九五三年、高橋秀樹『日本中世の家と親族』第二部「平安貴族の養子と」家」、吉川弘文館、一九九六年、倉田実『王朝撰関期の養女たち』翰林書房、二〇〇四年、官文那『平安時代の養子縁組と蔭位制』『比較法史研究』十三、二〇〇五年三月、木本久子『藤原頼通をめぐる養子関係の一考察』『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第五号、二〇〇六年三月、同『藤原頼通の実子―養子に出された俊綱・定綱・忠綱を中心に―』『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第六号、二〇〇七年三月、同『御堂流撰関家における源師房の位置づけ』『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第七号、二〇〇八年三月、澤田裕子『平安貴族社会における養子の展開―十、十一世紀を中心に―』（京都大学人間・環境学研究所二〇一六年博士論文「平安貴族社会における『家』成立過程の研究」第三章）などがある。
- (7) 中田薫「中世の家督相続法『法制史論集』第一巻、岩波書店、一九二六年、二七四頁
- (8) 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九六七年、六二頁
- (9) 胡潔『律令制度と日本古代の婚姻・家族に関する研究』風間書房、二〇一六年、第三編、「職」と父系的継承
- (10) 平安時代の養子例の統計を行ったものとして、高橋秀樹『日本中世の家と親族』（前掲）、倉田実『王朝撰関期の養女たち』（前掲）、澤田裕子『平安貴族社会における養子の展開―十、十一世紀を中心に―』（前掲）などの研究が挙げられる。
- (11) 倉田、前掲書、六五〜九〇頁
- (12) 『公卿補任』応和三年頼忠の尻付に「左大臣実頼二男母左大臣時平女<sup>右天</sup>得保忠卿<sup>得保忠卿</sup>」とある。『尊卑分脈』には頼忠が保忠の養子になった記述はないが、頼忠の「忠」は保忠の名前から取ったとみられることから、幼少時に子供のいない母方叔父の養子となったが、養父の早世でこの養子縁組が自然消滅したと考えられる。
- (13) 高橋、前掲書、一四二〜一四五頁
- (14) 本稿は『公卿補任』と当時の公卿日記、歴史物語『栄花物語』及び『尊卑分脈』などの史料により養子関係が確認できるものに限定して挙げることにする。実際私的な養子の数をもっとも多かったと認識している。
- (15) 『続日本後記』承和四年八月二十六日条
- (16) 『日本記略』延喜二十一年十二月十七日条、延長五年八月二十三日条
- (17) 『栄花物語』初花の巻、『御堂関白記』寛弘元年五月二日条にも昭登、清仁が冷泉院の養子として親王宣旨を受けることについて記されている。
- (18) 『栄花物語』月の宴の巻
- (19) 源雅信が正暦四年死去したあとの記録になるが、『小右記』長和二年七月二十九日条に「丹波中将朝臣依故左大臣忌日不可参入（中略）雅通者雅信丞相養子、彼忌日也。」とある。
- (20) 長保三年藤原行成の項に「故太政大臣伊尹公孫<sup>但為子</sup>右少将義孝一男、母中納言保光卿女」とあり、「永観二正七從五下」とある。
- (21) 『公卿補任』正暦元年条では「入道関白<sup>兼家公</sup>六男<sup>実孫</sup>関白内大臣道隆卿一男。母從四下行伊與守藤守仁朝臣女」と道頼の養父実父を併記している。
- (22) 酒井宏治『辞官申任の成立』大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版、一九九七年
- (23) 『公卿補任』長元四年兼頼の項に「万寿三年十月十九日叙正五位下<sup>元服</sup>日、前太政大臣息」とある。
- (24) 『公卿補任』長元四年、長元七年、長元九年、長久三年兼頼の項
- (25) 『小右記』には兼頼のことについて多く記されている。特に千古と結婚して間もない長元三年の記事は詳細で、兼頼が小野宮と頼宗邸の堀川院の間を行き来していた様子や、実資と兼頼の「敵父」頼宗とのやり取りなどが分かる。長元四年七月二日条に頼宗が小野宮に兼頼を訪ねて長く語ったことや、長元四年七月廿一日条に頼宗が兼頼の丹波国の封戸について実資にその処理を委ねようとして、その封解文を実資の許に送ったことなどから、実資と兼頼、頼宗父子の関係の親密さが窺える。
- (26) 『公卿補任』長曆二年兼頼家の尻付「長曆二年六月廿七日任三木同年十二月廿一日叙三位<sup>父頼宗卿讓春日行幸行實</sup>」とあり、永承四年兼頼家の項に

平安時代の養子制度について（胡）

- 「二月五日叙正二位内大臣藤原實家」とある。
- (27) 『公卿補任』長久四年条能長の尻付「能信卿男。実春宮大夫頼宗卿三男。母同兼頼卿」
- (28) 『公卿補任』寛徳二年能長の項「四月廿六日兼播磨権守同廿八日叙従三位能信卿造行事書」
- (29) 『北山抄』の引用によれば、『小右記』には寛弘元年から資平に関する記事が見える。
- (30) 『公卿補任』長元八年条経任の尻付
- (31) 『僧綱補任』良円の項
- (32) 吉田早苗「藤原実資の家族」『日本歴史』一九七五年十一月
- (33) 『小右記』には、「資平云々」「資平来云々」、「左相国以資平被示送云々」「以資平令通事之由云々」「以資平令伝」「資平告送云々」などの記述が多くあり、資平が実資の情報収集、情報伝達の重要な補佐役を務めていたことが分かる。
- (34) 服藤早苗『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年
- (35) 服藤早苗氏が『家成立史の研究』(前掲)の中で『小右記』の「一家」の範囲は実頼の子孫を指すと指摘している。筆者の調査の結果も同じ結果である。しかし、実資の養子の範囲はもっと狭く、実資実父の斉敏の一脈に限られた。
- (36) 源成信は長保三年二十三歳で出家、藤原通基は長久元年二十歳で早世、藤原兼経は四十四歳、藤原兼頼は五十歳で死去しているため、官位の最終到達点として示す意味はあまりないかもしれないが、彼らはいずれも公卿に入っている。
- (37) 木本久子「藤原頼通をめぐる養子関係の一考察」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第五号、二〇〇六年三月
- (38) 高橋『日本中世の家と親族』(前掲) 一七〇頁
- (39) 『公卿補任』万寿元年条師房の尻付に「寛仁四年正五従四下二世天曆御後年十一月廿六日賜源朝臣姓元服日本名資定同日改名」とあり、『左経記』同年十二月廿六日条に「故中務卿宮二男元服関白殿養子也、今日改名字、并給姓」と記されている。
- (40) 坂本賞三「村上源氏の性格」『後期摂関時代史の研究』所収、吉川弘文館、一九九〇年
- (41) 高橋秀樹「藤原頼通をめぐる養子関係」『日本歴史』五三二号、一九九二年八月
- (42) 『荣花物語』卷十二には頼通邸で養育されている様子がうかがえる。
- (43) 倉本一宏「撰関政治と王朝貴族」吉川弘文館、二〇〇〇年、一〇八頁
- (44) 木本久子「藤原頼通の実子」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第六号、二〇〇七年三月
- (45) 藤原永頼女については、『小右記』長和四年十一月十七日条に「故山井三位四娘産間、今晚死去、児全存、左大将子云々」とあり、源憲定女については、『左経記』万寿二年正月十一日条に、「昨日故右兵衛督憲定二女産子、是候関白殿之子也」と記されている。藤原祇子については『荣花物語』殿上の花見の巻に「関白殿、いとさまで出で顕れてにはあらねど、尼上の御方にさぶらふ人を忍びつついみじう思しめすといふこと出で来て、つねにただならで子など生みたまふ」と記されている。
- (46) 木本久子「藤原頼通の実子」(前掲)
- (47) 服藤早苗『家成立史の研究』(前掲) 三〇頁
- (48) 通房の誕生した万寿二年からそれほど隔っていない長久元年と三年の誕生である。
- (49) 『古事談』卷第二・六十一話
- (50) 『公卿補任』保安元年十一月十二日条に「有宣旨内覽事停止之」とある。
- (51) 『中右記』目錄天治二年四月二十三日
- (52) 樋口健太郎「中世撰関家の家と権力」校倉書房、二〇一一年
- (53) 佐藤進一「日本の中世国家」岩波書店、一九八三年
- (54) 胡濼「家業について(1)——『漢書』、『後漢書』を中心に——」名古屋大学大学院国際言語文化研究科「言語文化論集」第三三卷第二号、二〇一二年二月
- (55) 『賜姓例並褻帳女王之事』賜姓例「延信王」



養父	養子	実父・実母	元の続柄	実父の状況	史料
淳和天皇	源定	嵯峨院・百済王慶命	(イ)	(A) 退位	公卿天長十年、三代貞観五年正月三日
仁明天皇	源融	嵯峨院・大原全子	(ウ)	(A) 退位	統後紀承和五年十一月二十七日
仁明天皇	正道王	恒世親王・未詳。	(イ)	(A) 死去	統後紀承和四年八月二十六日
醍醐天皇	雅明親王	宇多院・藤原褒子	(ウ)	(A) 退位・出家	紀略延喜二十一年十二月十七日、皇胤
醍醐天皇	行明親王	宇多院・藤原褒子	(ウ)	(A) 同右	皇胤
冷泉院	清仁親王	花山院・中務	(ア)	(A) 出家・退位	栄花初花、権記寛弘八年九月十日、皇胤
冷泉院	昭登親王	花山院・平平子	(ア)	(A) 同右	栄花初花、御堂寛弘元年五月二日、小右寛弘八年八月二十三日、権記寛弘八年九月十日、皇胤

平安時代の養子例

元の続柄

(ア) 父方祖父―孫、(イ) 父方オジー兄弟子、(ウ) 兄―弟、父方イトコ、(エ) 妻方・母方親族―姉妹の夫・姉妹の子・娘の子、(オ) その他・異姓実父の状況

(A) 実父が退位、出家、死去した場合、(B) 実父が生存中で官人として在任中の場合  
以下史料は略称を用いる。

『栄花物語』栄花、『公卿補任』公卿、『本朝皇胤紹運録』皇胤、『尊卑分脈』尊卑、『三代実録』三代、『続日本後記』統後紀、『日本紀略』紀略、『二代要記』一代、『小右記』小右、『御堂関白記』御堂、『中右記』中右、『左経記』左経

(56) 『賜姓例並養帳女王之事』賜姓例「康資王」

(57) 赤坂恒明『王』と呼ばれた皇族』吉川弘文館、二〇一九年、一四三頁。なお、赤坂氏は、源頼康は諸王が任じられる正親正を歴任したことから、後に源氏から王氏に戻った可能性を指摘している。

(58) 赤坂、前掲書

(59) 赤坂、前掲書

(60) 『顕広王記』安元二年十二月五日条

キーワード：養子、養父、蔭位制度、家業

養父	養子	実父・実母	元の続柄	実父の状況	史料
三条院	敦貞親王	小一条院・藤原延子	(ア)	(A) 皇太子辞退	紀略寛仁三年三月五日、御堂寛仁三年三月四日
三条院	敦昌親王	小一条院・藤原延子	(ア)	(A) 同右	紀略長元二年六月七日、皇胤
三条院	敦元親王	小一条院・藤原寛子	(ア)	(A) 同右	紀略長元二年六月七日、尊卑
三条院	敦賢親王	小一条院・藤原頼宗女	(ア)	(A) 同右	勅撰作者部類
小一条院	師明親王	三条天皇・藤原臧子	(ウ)	(A) 死去	栄花浅緑
敦平親王	敦輔王	敦貞親王・定頼女	(イ)	(B)	皇胤、二十一代集才子伝
藤原有頼	藤原在衡	如無・良岑高見女	(イ)	(A) 出家	公卿天慶四年
藤原保忠	藤原頼忠	藤原実頼・藤原時平女	(エ)	(B)	公卿応和三年
藤原実頼	藤原佐理	藤原敦敏・藤原元名女	(ア)	(A) 死去	栄花月の宴、公卿貞元三年
藤原実頼	藤原実資	藤原斉敏・藤原伊文女	(ア)	(B)	栄花月の宴、公卿永祚元年
源雅信	源雅通	源時通・源堯時女	(ア)	(A) 出家	小右長和二年七月二十九日、寛仁元年七月十二日、左経同日条
藤原伊尹	藤原行成	藤原義孝・源保光女	(ア)	(B)	栄花花山たづぬる中納言、公卿長保三年
藤原兼家	藤原道頼	藤原道隆・藤原守仁女	(ア)	(B)	栄花様々の喜び、みはてぬゆめ、公卿正暦元年
藤原兼家	藤原道信	藤原為光・藤原伊尹女	(イ)	(B)	紀略寛和二年十月二十一日、小右長和元年七月二十一日
藤原清時	藤原実方	藤原定時・源雅信女	(イ)	(A) 死去	栄花月の宴
藤原道綱	藤原兼綱	藤原道兼・藤原遠量女	(イ)	(A) 死去	権記長徳三年七月三十日、長保三年三月二十七日
藤原公季	藤原公成	藤原実成・藤原陳政女	(ア)	(B)	大鏡、公卿万寿三年
藤原実資	藤原資平	藤原懐平・源保光女	(イ)	(B)	小右長和元年七月二十一日、長和二年一月十八日、公卿長和六年
藤原実資	藤原資頼	藤原懐平・藤原常種女	(イ)	(B)	尊卑
藤原実資	藤原資高	藤原高遠・未詳	(イ)	(B)	小右長和二年一月二十六日、尊卑
藤原実資	藤原資房	藤原資平・藤原知章女	(ア)	(B)	公卿長久三年
藤原実資	藤原経季	藤原経通・源高雅女	(ア)	(B)	小右長元四年三月二十一日、長元四年三月二十三日

## 平安時代の養子制度について(胡)

藤原頼通	源師房	具平親王・為平親王女	(エ)	(A)	死去	栄花たまのむらぎく、後くるの大将、公卿治安四年、小右寛仁四年十二月二十 六日、万寿元年九月二十二日、左経寛仁四年十二月二十六日
藤原頼通	源俊賢・藤原忠君女	(エ)	(A)	出家	栄花殿上の花見、小右万寿二年十一月十八日	
藤原頼通	藤原信家	源高明・藤原師輔女	(エ)	(A)	死去	栄花歌合、左経治安二年十二月二十一日、紀略長元三年二月十一日
藤原頼通	源俊房・藤原尊子	源高明・藤原師輔女	(エ)	(A)	死去	公卿永承五年
藤原頼通	源俊房・藤原尊子	源高明・藤原師輔女	(エ)	(B)		天台座主記
藤原頼通	源成信	致平親王・源雅信女	(エ)	(A)	出家	
藤原道長	源成信	致平親王・源雅信女	(エ)	(A)	出家	御堂寛弘八年八月二十三日、権記寛弘八年八月二十三日、小右寛弘八年八月二 月四日条
藤原道長	藤原兼経	藤原道綱・源近広女	(イ)	(B)		寺門高僧記
藤原道長	藤原兼経	藤原道綱・源近広女	(イ)	(B)		栄花見果てぬ夢、権記長保二年四月七日、長保三年二月四日、紀略長保三年二 月四日条
藤原道長	藤原兼頼	藤原頼宗・藤原伊周女	(ア)	(B)		公卿長元四年条
藤原道長	藤原通基	藤原教通・藤原公任女	(ア)	(B)		小右長元五年十一月二十六日
橘俊遠	橘俊綱	藤原頼通・藤原祇子	(オ)	(B)		中右嘉保元年七月十四日、愚管抄
藤原齊信	藤原公信	藤原為光・藤原伊尹女	(ウ)	(A)	死去	栄花ころものたま、小右万寿元年十一月二十日
藤原齊信	藤原齊長	藤原為任・不詳	(イ)	(B)		栄花本の掣
藤原齊信	藤原公信男	藤原公信・藤原正光女	(イ)	(A)	死去	栄花ころものたま、小右寛仁三年十月二十七日
藤原齊信	藤原経任	藤原懐平・藤原佐理女	(エ)	(A)	死去	栄花歌合、公卿長元八年、御堂長和元年十二月二十五日
源経房	源経仲	藤原経通・源高雅女	(エ)	(B)		尊卑
為尊親王	藤原良経	藤原行成・源泰清女	(エ)	(B)		権記長保三年十月九日
藤原経任	藤原公房	藤原資房・源経相女	(ア)	不明		中右康和四年八月二十九日
源兼澄	藤原致貞男	藤原致貞・不詳	(オ)	不明		小右寛弘八年九月十九日
藤原頼通	源師房	具平親王・為平親王女	(エ)	(A)	死去	栄花たまのむらぎく、後くるの大将、公卿治安四年、小右寛仁四年十二月二十 六日、万寿元年九月二十二日、左経寛仁四年十二月二十六日
藤原頼通	源顕基	源俊賢・藤原忠君女	(エ)	(A)	出家	栄花殿上の花見、小右万寿二年十一月十八日
藤原頼通	藤原信家	源高明・藤原師輔女	(エ)	(A)	死去	栄花歌合、左経治安二年十二月二十一日、紀略長元三年二月十一日
藤原頼通	源俊房・藤原尊子	源高明・藤原師輔女	(エ)	(B)		公卿永承五年
藤原頼通	源俊房・藤原尊子	源高明・藤原師輔女	(エ)	(B)		天台座主記

養父	養子	実父・実母	元の続柄	実父の状況	史料
藤原頼通	藤原俊家	藤原頼宗・藤原伊周女	(イ)	(B)	左経長元四年十月十七日、山槐記治承四年八月十五日
藤原頼宗	行尊	源基平・藤原良頼女	(エ)	(B)	僧綱補任抄出保延元年
藤原能信	藤原能長	藤原頼宗・藤原伊周女	(イ)	(B)	栄花松の下枝、公卿長久四年条、
藤原長家	藤原行経	藤原行成・源泰清女	(エ)	(A) 死去	栄花暮まつほし
源師房	藤原定房	藤原兼隆・源扶義女	(エ)	不明	春記長久元年六月十四日、永承三年四月十七日
源師房	藤原忠俊	藤原良頼・不詳	(エ)	(A) 死去	春記永承七年四月二十二日
藤氏経家	藤原定綱	藤原頼通・藤原祇子	(エ)	(B)	愚管抄、尊卑
藤原信家	藤原忠綱	藤原頼通・藤原祇子	(ウ)	(B)	愚管抄、尊卑
藤原信家	藤原宗家	敦貞親王・源济政女	(エ)	(B)	尊卑、皇胤
藤原信家	藤原通俊	藤原経平・高階成順女	(エ)	(B)	中右嘉保二年五月四日
橘俊綱	源師頼	源俊房・源実基女	(オ)	(B)	中右嘉保元年七月十四日
橘俊綱	源俊頼	源経信・源貞亮女	(オ)	(B)	中右嘉保元年七月十四日
藤原実季	藤原顕季	藤原隆経・藤原親子	(オ)	(B)	公卿康和六年条、尊卑
藤原師実	藤原忠実	藤原師通・藤原全子	(ア)	(B)	栄花布引の滝、中右長治二年十一月八日
清仁親王	康資王	源延信・高階成順女	(ア)	(B)	皇胤、尊卑
源顕房	顕康王	康資王・藤原隆方女	(オ)	(B)	尊卑
康資王	顕広王	源顕康・不詳	(ア)	不明	前田本日本帝皇系図附載「伯」系図

## Abstract

The Adoption System in the Heian Period:  
A Focus on the Tenth and Eleventh Centuries

HU JIE

The adoption system in the Heian period was closely intertwined with the government's official system. Unlike the Tang dynasty society, where adoption primarily served the purpose of the inheriting ancestor rituals, and later Japanese society, where it focused on the inheritance of family lines, adoption in the Heian period was for the purpose of acquiring privileges through the paternal *on'i* system, which bestowed favor on descendants of prominent officials and secured support for promotions. Therefore, a noteworthy practice emerged whereby multiple sons were offered for adoption to close relatives in order to increase the number of sons assuming high-ranking positions, while high-ranking officials themselves adopted children from their close relatives. Although the two primary purposes of adoption were conferring high-ranking positions through the "influence" (*on*) of the paternal lineage and facilitating swift promotion in official rank, it is important to highlight the distinct characteristics unique to this time period.

Keywords: adopted son, adoptive father, On'i system, Kagyo